

【USDドル建終身保険「ドルスマート」】
 《積立利率変動型終身保険(米国通貨建 2002)》

■商品の主な特徴

「万一の場合の家族の生活保障」「教育資金・老後資金の準備」「納税資金準備や生前贈与などの相続対策」などに活用いただける商品です。

- **USDドル建で、万一のそなえと将来のための資産づくり**
 万一の場合は死亡保険金をご家族のためにのこせます。将来、死亡保障に代えてご自身の老後資金として受け取ることもできます。
- **積立利率は、年3.00%を最低保証**
- **運用実績に応じて積立利率を毎月見直し**

■保障内容・主な取扱条件

項目	内容
プラン	基本プラン 低解約返戻金プラン
保険料払込期間/ 契約年齢範囲 (被保険者)	【年払込満了】 10年(契約年齢範囲:満6歳～満75歳) 15年(契約年齢範囲:満6歳～満70歳) 【歳払込満了】 55歳まで、60歳まで、65歳まで、70歳まで、75歳まで、80歳まで、85歳まで、90歳まで(契約年齢範囲:満6歳～満80歳)
最低保険料	30USDドル
最低保険金額	30,000USDドル
保険料の払込方法	月払、半年払、年払
保険料の払込経由	口座振替(初回保険料は振込)
付加できる主な 特約・特則	低解約返戻金特則、円入金特約、円支払特約、三大疾病保険料払込免除特約(2016)、リビング・ニーズ特約、給付金代理請求特約、年金支払特約、年金移行特約
解約返戻金	あり
配当金	なし

・詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」等をご覧ください。

■ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

当保険にかかる費用は、下記①②の合計額となります。また、特定のお客さまにかかる費用として下記③があります。

① ご契約にかかる諸費用(*)

- ・お払込みいただいた保険料からは、契約の締結・維持に必要な費用が控除されます。費用を控除した金額が、積立金として将来の保険金などのお支払いにそなえて積み立てられます。
- ・積立利率を計算する際には、当保険の前々月の運用実績から資産運用のための運営費率、積立金を最低保証するための保証費率、その他費用が控除されます。
- ・積立金からは、死亡・高度障害保障のための費用などが毎月控除されます。そのため、積立金がそのまま積立利率で運用されるものではありません。

② 外国通貨のお取扱いにかかる費用

- ・外貨建の保険料などを円貨にてご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円貨で受け取る際にも、為替手数料が必要になります。
- ・保険料などを外国通貨で払い込む際には金融機関への振込手数料以外にも手数料をご負担いただく場合があります。外国通貨による口座振替に関しても手数料をご負担いただく場合があります。また、保険金などを外国通貨で受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ・外貨交換レート(TTS)および円交換レート(TTB)は、仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨交換時のご負担となります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。
- ・「円入金特約」および「円支払特約」のレートも、仲値(TTM)に対してそれぞれ差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。特約適用時の仲値(TTM)は、メットライフ生命所定の金融機関の外貨交換レート(TTS)と円交換レート(TTB)の中間の値となります。

	円入金特約のレート	円支払特約のレート
USDドル	TTM+50 銭	TTM-50 銭

※特約のレートは2018年12月現在のものであり、将来変更されることがあります。

③ 解約・減額の際にご負担いただく費用(*)

- ・ご契約から10年以内かつ保険料払込期間中に解約・減額された場合には解約控除がかかりますので、解約返戻金額は経過期間に応じた所定の金額を積立金から控除した額となります。
- ※「①ご契約にかかる諸費用」や「③解約・減額の際にご負担いただく費用」は、保険金額・契約年齢・性別・経過期間などによって異なりますので、一律には記載できません。

外国通貨を円貨に交換する場合の影響(為替リスク)について

- ・外貨建保険には、為替相場の変動によるリスクがあります。
- ・保険料などの払込時の円換算額は毎回変動します。
- ・保険金額および解約返戻金額は、受取時における為替相場により円に換算した金額が、契約時における為替相場により円に換算した金額を下回ることがあります。
- ・保険金などの受取時の円換算額が、保険料などの払込時の円換算額の累計を下回り損失が生じるおそれがあります。

低解約返戻金特則を付加した場合の解約返戻金について

低解約返戻金特則を付加した場合、保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は所定の割合で抑制されています。

また、これを円換算する場合には、抑制された金額に対してさらに為替変動の影響を受けます。

この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

【2018年12月現在】